令和８年　第１２回　川口市教育委員会定例会

日　時　令和８年９月１７日（木）
　　午後１時３０分
場　所　川口市教育委員会室

日　　程

１　開　会

２　点　呼

３　前回会議録の承認
（１）第１１回川口市教育委員会定例会会議録

４　教育長報告
（１）１０月行事予定について　――　１
（２）未来創造・教育力向上特別委員会の概要について　――　３
（３）公民館等の使用料の減免に関する要綱の改正について　――　１４
（４）川口市立学校におけるいじめ問題の現状について　――当日１㊙

５　協議事項

６　議案の審議
議案第６１号　専決処分の承認について（令和９年度当初川口市立高等学校及び幼稚園教職員人事異動方針について）　――　２５
議案第６２号　令和９年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針について　――　３２
議案第６３号　専決処分の承認について（教職員の人事の内申について）　――　４２
議案第６４号　川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて　――　４４
議案第６５号　川口市学校給食運営審議会委員を委嘱することについて　――　４５

７　その他

８　閉　会

教育長報告（１）

令和８年１０月 行事予定表

日	曜日	時間	行事等	場所	主管課・機関
1	木		川口市奨学資金貸付 令和９年度生　第２期申請受付 （～10月30日）		
2	金	10:00	埼玉県都市教育長協議会第２回定例協議会	草加市文化会館	教育総務課
3	土				
4	日				
5	月	9:00	学校訪問	岸川中	指導課
		10:00	総合教育会議	601大会議室	教育総務課
		10:15	学力向上訪問	南鳩ヶ谷小、中居小	指導課
		13:30	教育長学校訪問①	各校	学務課
6	火		前川図書館休館日（特別整理期間）（～10月9日）	前川図書館	中央図書館
		13:30	教育長学校訪問②	各校	学務課
7	水	8:50	教育長学校訪問③	各校	学務課
8	木	8:50	教育長学校訪問④	各校	学務課
9	金	10:00	月例校長協議会	青木会館	学務課
		13:30	教育長学校訪問⑤	各校	学務課
10	土	7:45	第１９回　川口ツーデーマーチ（～10月11日）	戸塚中台公園 川口西公園（リリアパーク）	スポーツ課
11	日				
12	月		スポーツの日		
			スポーツ施設無料開放	市内スポーツ施設	スポーツ課
13	火		就学時健康診断（～12月14日）	各小学校、2601会議室	学校保健課
		9:00	学校訪問	芝中央小	指導課
		9:20	教育長学校訪問⑥	各校	学務課
		10:15	学力向上訪問	柳崎小、根岸小	指導課
14	水	9:20	教育長学校訪問⑦	各校	学務課
		13:00	就学支援調査専門部会中学校部会	教育研究所上青木分室	指導課
15	木		日本語初期指導教室第５期（～11月12日）	各拠点校	指導課
		8:30	川口市中学校駅伝競走大会	南中学校周辺	スポーツ課

令和８年１０月 行事予定表

日	曜日	時間	行事等	場所	主管課・機関
16	金	8:50	教育長学校訪問⑧	各校	学務課
17	土				
18	日				
19	月	9:00	学校訪問	仲町中	指導課
		10:15	学力向上訪問	領家小、西中	指導課
		13:00	教育長学校訪問⑨	各校	学務課
20	火		新郷図書館休館日(特別整理期間) （～10月23日）	新郷図書館	中央図書館
		10:00	市立学校教頭・副校長会議	青木会館	学務課
21	水	10:00	就学支援委員会調査専門部会小学校部会	教育研究所上青木分室	指導課
		15:00	川口市立小中学校在り方検討委員会	教育委員会室	教育政策室
22	木	10:15	学力向上訪問	東領家小、原町小	指導課
		16:00	市長表敬訪問　川口市立中学校・高等学校 全国・関東体育大会成績報告会	2601会議室	スポーツ課
23	金	8:50	教育長学校訪問⑩	各校	学務課
		9:00	学校訪問	在家中	指導課
		15:30	教育委員会定例会	教育委員会室	教育総務課
24	土				
25	日				
26	月	10:15	学力向上訪問	新郷東小、安行中	指導課
		14:00	南部教育長会議	浦和合同庁舎	教育総務課
27	火		科学館休館日（館内整理日）	科学館	科学館
		8:50	教育長学校訪問⑪	各校	学務課
		15:00	第２回不登校児童生徒支援協議会	2601会議室	指導課
28	水	8:50	教育長学校訪問⑫	各校	学務課
		13:00	就学支援委員会	教育研究所上青木分室	指導課
29	木				
30	金				
31	土				

未来創造・教育力向上特別委員会

日　時　　令和８年８月１８日（火）午後１時３０分

場　所　　議会第２委員会室

目　　次

【報告事項】

いじめ根絶に向けた取り組み状況について　……Ｐ　５

【質疑応答概要】　……Ｐ　９

いじめ根絶に向けた取り組み状況について

（1）いじめ根絶に向けた取り組み

ア　いじめ対応教員研修会

（ア）日時及び場所　令和8年4月24日（金）　午後3時
川口市立青木会館　会議室Ａ・Ｂ・Ｃ

（イ）参加者　市立小・中・高等学校のいじめ対応教員82人

（ウ）内容　講師　市教育委員会指導主事（生徒指導担当）
・いじめ対応教員の役割について
・いじめの認知、いじめの解消について
・いじめの重大事態について
・いじめ認知定期報告について
・本市の事案を活用した事例研修

イ　いじめ認知・解消に係る各学校から市教育委員会への報告

（ア）報告内容
・学年、該当児童生徒名、性別、認知日、解消日、解消確認（3か月後）、いじめの態様等
・各月末において、いじめ事案と認知された児童生徒数及び解消に至った児童生徒数

（イ）報告期限
・原則、いじめを認知及び解消した月の、翌月3日まで（3月は31日まで）
※いじめを認知した当日中に報告表へ記録することが望ましいとしている。

ウ　いじめ問題対策協議会

（ア）日時及び場所　令和8年6月23日（火）　午後2時30分
川口市役所第一本庁舎　501会議室

（イ）参加者　いじめ問題対策協議会委員

（ウ）内容　・令和7年度川口市内のいじめ発生状況等について
・いじめ問題への対応について

エ　輝くまち川口　第21回いじめゼロサミット

（ア）日時及び場所　令和8年7月2日（木）　午後2時30分
オンライン開催

（イ）参加者　小・中学校代表児童生徒　各1人

（ウ）内容　講師　市教育委員会指導主事（生徒指導担当）
・いじめ予防授業
・グループ協議

オ　生徒指導担当指導主事による要請訪問（随時）

（ア）目的

市教育委員会として積極的に各学校の生徒指導力の向上を図るもの。

（イ）実施方法

各学校からの要請に基づき、生徒指導担当指導主事が学校を訪問し、ニーズに応じた内容で研修等を実施する。

（ウ）主な内容

・いじめ対応について
・不登校対応について
・生徒指導の在り方について
・自殺、自傷行為の予防について
・小・中学校の連携について
・生徒指導提要のポイントについて

カ　生徒指導担当指導主事による学校訪問（毎年実施）

（ア）目的

生徒指導担当指導主事が小・中学校を訪問し、各学校における生徒指導上の諸課題を把握するとともに、その解決に向けての指導・助言を行う。

（イ）実施対象及び期間

・小・中学校 81 校（陽春分校含む）
・令和 8 年 7 月～令和 9 年 2 月

（ウ）内容

不登校の解消、非行・問題行動への対応及びいじめ問題に係る学校の対応に関する指導・助言を行う。

（2）いじめ問題に関する調査状況

今回報告する 6 事案のうち、2 事案については、いじめ問題調査委員会を設置しており、調査継続中である。

残り 4 事案については、いじめ問題調査委員会の設置を希望しない旨の回答があり、いじめ重大事態としての対応を終結した。

【報告の概要】

事案	いじめ問題調査委員会の設置状況	調査の状況
1	不要	終結
2	不要	終結
3	設置	継続中
4	不要	終結
5	不要	終結
6	設置	継続中

ア　事案3について

（ア）経緯

令和7年12月19日、学校はA保護者から、「①5月から7月頃にBの定規をAが盗んだとBに疑いをかけられた、②10月の修学旅行中にB、C、D、Eからが好きな人をばらされる等、困るような行為を集団的に行われた、③12月頃にAがB、F、Gから『秘密を言われたくなかったら、千円を出せ』と言われた、④時期は不明だが、AがCに複数回、叩かれた」という訴えが記載された文書を受け取った。

同日、市教育委員会は学校から上記の報告を受け、丁寧に事実確認を行うよう指示した。

令和8年2月3日、学校と市教育委員会はスクールロイヤー同席のもと、A保護者と面談を行い、A保護者からいじめ重大事態として対応してほしいとの要望を受けたこと、Aが同日時点で、学校へ登校できておらず欠席が22日であることから、いじめ重大事態としての対応を判断した。

（イ）調査状況

令和7年12月19日、22日、学校はB、C、D、E、F、Gに聞き取りを行い、おおむね事実であることを確認した。

令和8年1月7日、学校はA保護者へ事実確認したことを文書で報告したが、再度調査するよう要望を受けた。

同年1月8日から16日にかけて、学校は当該学年全員や事案について知っている可能性のある他学年の対象者に、聞き取りを行なった。

同年1月28日、学校はA保護者へ再度聞き取った情報を文書で報告を行なった。

同年2月13日、学校はA保護者と面談を行い、Aが登校できるための対応について話し合いを行なった。

（ウ）その後の状況

令和8年2月24日、学校はA保護者にいじめ重大事態に関する説明及び調査委員会の立ち上げに関する説明を行なった。

同日、A保護者から学校に調査委員会の立ち上げを希望する旨の意向を確認した。

同日、市教育委員会は学校からA保護者の意向に関する報告を受け、学校主体で第三者のみの調査委員会を設置する判断をした。

同年3月24日時点でAの欠席日数は35日であった。

なお、令和8年度は、学級編成を配慮し、Aは1日も休まず登校できている。

イ　事案6について

（ア）経緯

令和8年3月19日、A保護者及びAから学校へ、「くそ、かす、ごみなどの暴言を言われる」「足を蹴られたり殴られたりする」「Aの机に服越しに性器を擦り付けられる」などの行為をB、C、Dから受けているとの訴えがあり、学校はいじめを認知した。

同年3月23日、A保護者及びAから学校へ「いじめについては、学校の対応によって行為は止んでいるが、不安が解消されていない。現在通っている学校と交流のない学校でがんばっていきたい」との要望があった。

同年3月30日、市教育員会はA保護者及びAと就学指定校変更に係る教育相談を実施した。

同年4月6日、A保護者は就学指定校変更に係る手続きを行なった。

同日、A保護者から学校へ、就学指定校変更の手続きをしたとの報告があった。

同日、市教育委員会は学校へ、いじめにより就学指定校変更を余儀なくされていることからいじめ重大事態として、適切に対応するよう指示した。

（イ）調査状況

令和8年3月23日、学校はB、C、Dに聞き取りを行い、事実を確認し、指導した。

B、C、DからAへの謝罪があった。また、学校は加害者へ、暴力や暴言は許されないこと、今後は二度としないことについて指導した。

（ウ）その後の状況

令和8年4月7日、学校からA保護者に、本事案についていじめ重大事態として対応することの説明を行なった。

同年4月14日、学校はA保護者との面談を行い、いじめ重大事態調査体制に関する説明をした。

同年4月22日、A保護者から学校に、第三者を加えた調査委員会の立ち上げを希望する旨の意向確認書が提出された。

なお、令和8年度は、就学指定校変更により、Aは登校できるようになった。

未来創造・教育力向上特別委員会質疑応答概要

（令和８年８月１８日開催）　　学校教育部　指導課

質　　疑	応　　答
報告事項　いじめ根絶に向けた取り組み状況について	
＜　質　疑　＞ （福田　洋子　委員） いじめ対応教員となった教員が異動となった場合などの交代の時期や経験年数の差について伺いたい。	（指導課長） いじめ対応教員の経験の差や年数の差が生じてしまうことは、致し方ないと考えている。しかしながら、組織的に学校の中で引継ぎをするよう指示を出している。特に２月や３月に起きたいじめ事案をしっかりと見届けることについては、誰が担当であろうと経験や年数の差を埋めて学校でやるべきことと捉えている。 ４月のいじめ対応教員研修会については、年度当初にすべての学校で確認することを前提としているが、いじめ対応教員の経験を埋めるまでの担保がされていない現状があることから、今後、課題意識をもって取り組んでいきたいと考えている。また、いじめに関しては、いじめ対応教員のみならず、初任者研修や様々な研修の中で取り組んでおり、その中で経験や年数の差を埋めていきたいと考えている。
（松本　幸恵　委員） ①　第２１回いじめゼロサミットのオンライン開	（指導課長） ①　年２回の実施となっており、第１回はオンラ

質　　疑	応　　答
催としている目的を伺いたい。	イン、第２回が参集での実施を計画している。オンライン開催の理由としては、学校の負担軽減と児童生徒の給食の関係である。
②　指導主事の要請訪問は、令和７年度に何校訪問をしたのか伺いたい。	②　小学校１２校、中学校４校の計１６校である。
③　事案３について、保護者が学校を信用していない状況が文章から汲み取れるが、学校は、１２月１９日以前の段階で被害の状況を把握することはできなかったのか伺いたい。	③　事案が起こったのが５月であり、夏休み中の面談で保護者から担任へ、事案についての相談があったことで学校が事案を把握した。担任は面談の中で保護者へ、把握していなかったことの謝罪と２学期の対応について提案をしている。 保護者の学校への不信感については、面談で対応を確認したにも関わらず、２学期の修学旅行で新たな事案が再び起こったことによると考えられる。 この事案の学校の反省点として、担任が一人で抱え込む傾向にあったことで、十分な対応が出来なかった点であると認識している。
④　２月３日に、教育委員会と弁護士の同席の面談となった経緯を伺いたい。	④　保護者の学校への不信感や事実と反する内容もあったことから、保護者の強い要望により面談を実施した。

質　　疑	応　　答
（坂本　だいすけ　委員） ①　いじめの発生率は、増加傾向にあるのか減少傾向にあるのかを伺いたい。	（指導課長） ①　いじめの認知件数で回答させていただく。小学校では、令和元年度が約２，５００件、令和４年度が約５，５００件、令和７年度が約４，５００件であり、高い数字ではあるがピークは過ぎている。中学校では、令和６年度がピークであり、令和７年度は９６８件となっている。
②　教職員の研修等は対症療法だと考えるが、予防も含めてこどもたちが「いじめは本当にいけないのだ」と心から感じ、共感し、友と共に接する心情を養うことや価値観を醸成することが一番重要だと考える。人間は他人と比べて優越意識を求めるからこそ、こどもたちにも考えさせる必要があるが、どのように捉えているか伺いたい。	②　対症療法だけでは十分ではないということは、すべての教員が理解している。担任は、学級経営の中で、こどもたちがしっかりと自分のことを発言できる学級、お互いを助け合うことができる学級となるような雰囲気を醸成することが重要であると捉えている。教職員研修等で教職員の指導力を鍛えることやライフスキルかわぐちの実施による、児童生徒の自尊感情を高める指導について取り組んでいる。しかしながら、教職員のなり手不足や採用率の低下などから、教員の資質担保が難しい状況にある。その中で、学校全体で管理職のリーダーシップのもと、「より良い学校づくり」「より良い学級づくり」「より良い集団づくり」という好循環が生じるよう、指導課として学校を支援したい。
（要望） 日々の教育活動の中で、こどもたちの心に訴え	

質　　疑	応　　答
る、感じさせる、学ばせることを繰り返し、継続して指導をしてほしい。	
（奥富　精一　委員） ①　いじめから子どもを守る委員会と各学校との関連を事例があれば伺いたい。	（指導課長） ①　いじめから子どもを守る委員会は役割が大きく違っていると認識している。学校の外で起こるいじめや学校に相談ができない状況のいじめについて、いじめから子どもを守る委員会が窓口となっている状況から学校と緊密に連携を図っている訳ではない。
②　いじめの種別にはどのようなものがあるのか、また、多様性が要因となっているいじめの事例を伺いたい。	②　いじめの内容を種別で分けてはいないことから、現状において傾向を回答することができない。
（要望） 　いじめから子どもを守る委員会には学校には相談できない内容を担当していることから、場合によっては連絡を密にしていくことを今後の研究課題として欲しい。	いじめから子どもを守る委員会と連携を図る必要がある場合は、連携したい。
③　外国籍が学校の６割を占めている学校もあると聞いているが、外国籍だからという理由でいじめられたり、外国籍からいじめられたりしたという事例はあったか伺いたい。	③　直接の報告は受けていない。しかしながら、被害、加害が外国籍児童生徒であるという報告はある。

質　　疑	応　　答
⑤　外国籍同士の中でもいじめがあると思うが、それも認知していくべきであると考える。その中で、言葉が通じないなどの理由で苦労した面があればお聞かせいただきたい。	⑤　現状、外国籍児童生徒同士でなどの種別で分ける考えはない。すべて学校において、解決するという目的を達成したいと考えている。しかしながら、文化や理解の関係ですれ違いがある部分については研究を進めていかなければならないと考えるので、しっかりと対応していく。
（芝﨑　正太　副委員長） 教職員研修での先生方の熱量のまま、学校に持ち帰って伝達ができているのか。また、その時間が確保できているのか伺いたい。	（指導課長） 研修内容を学校で伝達することは、復命として所属校で共有することが定められている。 内容を伝達する時間については、課題を感じている。研修の趣旨のみを共有するだけにとどまる学校、研修内容を同じように実施して共有する学校がある。そのため、時間についての詳細を回答することができない。

教育長報告（３）

公民館等の使用料の減免に関する要綱の改正について

１　概要

令和８年１０月１日からの公民館等の使用料の額の見直しに合わせ、減免の対象となる団体の定義を明確化するなど必要な改正を行うもの。

２　主な改正点

①公民館・中央ふれあい館・生涯学習プラザの３つの減免要綱を統合する。

②減免の対象となる団体の構成や活動内容に基づいて要件を整理し、定義を明確化する。

③免除の対象団体として「障害者団体」を新たに加える。

３　適用開始日

令和８年１０月１日

公民館・中央ふれあい館・生涯学習プラザの使用料の減免に関する要綱

公民館設置及び管理条例第１２条、生涯学習プラザ設置及び管理条例第１３条及び中央ふれあい館設置及び管理条例第１４条に規定する社会教育関係団体に関する使用料の減免の取扱いについては、次のとおりとする。

１　地域自治、教育及び社会福祉の振興に関する公益性が高いと認められる活動を行うことを目的とする別表１に定める団体が、その目的のために使用する場合については、使用料を免除する。

２　前項に定める団体のほか、市の教育振興及び生涯学習活動の推進に資する活動を行うことを目的とする別表２に定める団体が、その目的のために使用する場合については、使用料の２分の１の額を減額する。

３　前２項に規定するもののほか、教育委員会が公益上必要と認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

４　前３項に該当する場合は、（様式１号）の申請書により生涯学習課長の承認を得るものとする。

附　則　この要綱は、平成６年４月１日から適用する。
この要綱は、平成１５年４月１日から適用する。
この要綱は、平成１６年１月１日から適用する。
（ただし、平成１６年４月１日以後の利用に係る使用料から適用する。）
この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。
この要綱は、令和８年１０月１日から適用する。

（様式１号）

川口市公民館・中央ふれあい館・生涯学習プラザの使用料の減免申請書

年　　月　　日

（あて先）川口市教育委員会

団体名	ﾌﾘｶﾞﾅ	
代表者氏名（連絡先）	ﾌﾘｶﾞﾅ	
	連絡先（携帯電話・電話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	
以下の要件に該当することを確認し、使用料の【　免除　・　減額　】を申請いたします		
別表１の免除要件（該当する欄に○）		（１）市の行政機関及びその出先機関
		（２）国・県またはその出先機関
		（３）行政協力団体
		（４）連合町会
		（５）単位町会の町会行事・会議
		（６）市内にある公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校
		（７）少年少女団体
		（８）ボランティア団体
		（９）障害者団体
別表２の減額要件（該当する欄に○）		（１）市内に設置されている学校教育法第１条で規定する私立の学校
		（２）小・中学生スポーツ文化団体
		（３）長寿団体
		（４）スポーツ・レクリエーション団体
		（５）地域学校協働活動推進団体
		（６）実務団体
		（７）生涯学習推進団体

（特記事項）

《別表１》

	目的	対象となる利用団体		定義
（1）	地域自治	市の行政機関及びその出先機関　（公設公営保育所を含む） ※公設民営・民設民営の保育所については別途協議する。		
（2）	地域自治	国・県またはその出先機関		
（3）	地域自治	国・県または市が任命もしくは委嘱した各種委員及び行政協力団体が、任務を遂行する目的で使用する場合 （委員等が個人単位で使用する場合も含む）	人権擁護委員	人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、その職務として活動するために利用する場合（相談業務、市との協議会等）
	地域自治		青少年相談員 青少年育成協議会	（青少年相談員・青少年相談員協議会） ・県から委嘱された青少年相談員が、青少年の健やかな成長を願って地域ぐるみで自主的な活動を行う場合 （青少年育成協議会） ・各公民館地区において、地域における青少年の健全育成を推進する活動を行う団体
	社会福祉		民生委員児童委員協議会	民生委員法又は児童福祉法に基づき、地域において社会奉仕の精神に基づき、住民の立場に立って様々な福祉に関する相談の窓口として活動する民生委員・児童委員の協議団体
	社会福祉		保護司および保護司会	保護司法に基づき法務大臣から委嘱された保護司及び地区ごとに連絡調整を行う協議会
	社会福祉		地区献血会 および事業所献血会	相互扶助の精神にのっとり、献血思想の普及や献血事業の推進を各地区単位および市内に拠点を置く事業所単位で行う団体
	社会福祉		地区社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置された川口市社会福祉協議会が連合町会単位に設置している団体
	地域自治		地区レクリエーション協会 および文化団体連絡協議会	各地区において文化・スポーツ・レクリエーションの活動を行う団体同士の連携や市との協議を目的とした連合会・協議会 及び当該団体が主催するスポーツ・レクリエーションの大会で利用する場合 ※それぞれの団体に加盟している個別の団体は含まない
	地域自治		地区交通安全関係団体	地域ぐるみの交通事故防止運動を展開することにより、市民への交通安全意識の高揚と子どもへの交通安全教育を図る団体(交通安全母の会　等)
	地域自治		地区消防団	川口市消防団条例に基づき設置された、地域における消防防災のリーダーとして平常時・非常時を問わず、地域に密着し、住民の安心と安全を守る団体
	地域自治 社会福祉		その他行政協力団体	市の各課から委嘱・任命を受けて、地域自治・地域の社会福祉に資する活動を実施する団体（地域包括支援センター 等）
（4）	地域自治	連合町会		単位町会の連合体である地区連合町会（下部組織も含む）
（5）	地域自治	単位町会の町会行事・会議 （趣味・実務実技・スポーツ・レクリエーションなどの活動を除く）		市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、住みよい地域づくりをめざして、生活環境の保全や福祉の向上のための活動に取り組んでいる自主的な団体 （下部組織も含む）
（6）	教育	市内にある公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校		幼児・児童・生徒の教育を行う公立の学校教育関係団体
（7）	教育	少年少女団体	町会子ども会	地域において、保護者や育成者のもと、子どもの健全育成を目的として異年齢の子どもが集まる団体。ただし、構成員の２／３以上が１８歳未満であること。 ※子ども会同士の連携を図るための協議会や連合組織も含む。
	教育		スポーツ少年団	本市の青少年スポーツの振興を図るため、スポーツ活動を行う小・中学生とその指導者を中心とし、川口市スポーツ少年団に登録している団体。ただし、構成員の２／３以上が１８歳未満であること。 ※団体同士の連携を図るための協議会や連合組織も含む。
	教育		青少年団体	体育・文化活動を通じて青少年の健全育成を図ることを目的として、本市の体育・文化活動に寄与する活動を行い、川口市青少年団体連絡協議会に加盟している団体。ただし、構成員の2/3以上が18歳未満であること。 ※団体同士の連携を図るための協議会や連合組織も含む。
（8）	社会福祉	ボランティア団体		川口市社会福祉協議会（かわぐちボランティアセンター）に登録し、ボランティア活動や社会奉仕活動を行っている団体。（音訳サークル、手話サークル、子ども食堂 など）
（9）	社会福祉	障害者団体		障害者及びその家族や支援者・介助者によって構成された団体が、障害者の自主的な生涯学習活動や社会参加の促進を推進することを目的として利用する場合 ※「障害者」は川口市障害者の利用にかかる公の施設使用料等減免条例第２条の定義に基づく。

《別表2》

	目的	対象となる利用団体	定義
(1)	教育	私立の教育機関	市内に設置されている学校教育法第1条で規定する私立の学校(学習塾等は含まれない)
(2)	生涯学習	小・中学生スポーツ文化団体	別表1(7)以外のスポーツ・ダンス・音楽等活動を行う小・中学生中心とした団体。ただし、構成員の2／3以上が18歳未満であり、会員から徴収する会費が1人あたり月額3，000円を超えないこと。
(3)	生涯学習	長寿団体	老人福祉法に基づき設置された、地域の仲間と共同して、自主的に行う様々な活動を通じて生きがいと健康づくり、地域づくりを目指す団体。ただし、川口市老人クラブ連合会加盟団体に限る。
(4)	生涯学習	スポーツ・レクリエーション団体	スポーツ・レクリエーション活動を、地域において組織的・継続的に行っており、市及び公民館等の事業への参加・協力を通じ、本市におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進に協力する団体 《組織的》概ね10名以上で構成し、自立的な財政運営を行い、組織運営・活動内容・会費などについて定めた会則及び会員名簿が整備されていること。または川口市レクリエーション協会に登録していること。 《継続的》概ね毎月2回以上の定期的な活動を1年以上実施していること。 《市及び公民館等への協力》市または公民館等の要請に基づき、グループリーダー会議や公民館文化祭及び市が主催するスポーツ大会に参加・協力すること。
(5)	教育	地域学校協働活動推進団体	市内公立学校(幼・小・中・高)において、地域学校協働活動に取り組んでいる団体(おやじの会、PTA、学校応援団等)
(6)	生涯学習	実務団体	生活技術ならびに職業技術等につながる内容や、社会課題の解決にかかわる内容を学習するために、組織的・継続的な活動を行っており、市及び公民館等の事業へ協力している団体 ・料理(川口市食生活改善推進員協議会各地区支部を含む)・語学・情報技術・簿記・着付け・洋和裁等 ・育児、家庭経営、断酒会　等 《組織的》概ね10名以上で構成し、自立的な財政運営を行い、組織運営・活動内容・会費などについて定めた会則及び会員名簿が整備されていること。 《継続的》概ね毎月2回以上の定期的な活動を1年以上実施していること。 《市及び公民館等への協力》市または公民館等の要請に基づき、グループリーダー会議へ参加し、講師派遣や行事への参加など市の事業に協力した実績があること。
(7)	生涯学習	生涯学習推進団体	生涯学習活動を、地域において組織的・継続的に行っており、市及び公民館等の事業への参加・協力を通じ、本市における生涯学習の推進に協力する団体 《組織的》概ね10名以上で構成し、自立的な財政運営を行い、組織運営・活動内容・会費等について定めた会則および会員名簿が整備されていること。 《継続的》概ね毎月2回以上の定期的な活動を1年以上実施していること。 《市及び公民館等への協力》市または公民館等の要請に基づき、グループリーダー会議や公民館文化祭および市の行事や地域行事(たたら祭、地域のお祭り等)に参加・協力すること。

＊「公民館等」とは、公民館・中央ふれあい館・生涯学習プラザをいう

改正前

公民館設置及び管理条例第１２条の規定に関する減免要綱

公民館設置及び管理条例第１２条の規定に関する使用料の減免の取り扱いを次のとおり定める。

１　免除は次のとおりとする。

(1) 市の行政機関またはその出先機関等（付属機関・施設機関等）が使用する場合

(2) 国・県またはその出先機関が公用で使用する場合

(3) 国・県または市が任命若しくは委嘱した各種委員（人権擁護委員・青少年相談員・民生児童委員等）及び行政協力団体（地区献血運営委員会・地区社会福祉協議会・地区交通安全関係団体・地区消防団等）が、任務を遂行する目的で使用する場合

(4) 連合町会がその事業で使用する場合

(5) 単位町会がその事業で使用する場合（ただし、趣味、実務実技、体レク等の活動を除く）

(6) 市内にある公立の幼稚園、小学校、中学校または高等学校等が、教育活動の目的で使用する場合

２　減額は次のとおりとする。（規定使用料の２分の１額を減額とする）

(1) 別に定める社会教育関係団体が社会教育に関する事業を行う目的で使用する場合

３　前記１・２に規定するもののほか、教育委員会が公益上必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

附　　則　　この要綱は、平成６年４月１日から適用する。
この要綱は、平成１５年４月１日から適用する。
この要綱は、平成１６年１月１日から適用する。
（ただし、平成１６年４月１日以後の利用に係る使用料から適用する。）
この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

「公民館設置及び管理条例第１２条の規定に関する減免要綱」の取り扱いについて

１　第３項の取り扱いについて

⑴ 免　除

指定する団体	指定する団体として認定されたものに限る ア　少年少女団体 イ　ボランティア団体

その他、教育委員会が特に必要と認めた団体

⑵ 減　額

※ 市内に設置されている学校教育法第１条で規定する私立の学校が、教育活動の目的で使用する場合

廃止

生涯学習プラザ設置及び管理条例第１３条の規定に関する減免要綱

生涯学習プラザ設置及び管理条例第１３条の規定に関する使用料の減免の取り扱いを次のとおり定める。

１　免除は次のとおりとする。

(1) 市の行政機関またはその出先機関等（付属機関・施設機関等）が使用する場合

(2) 国・県またはその出先機関が公用で使用する場合

(3) 国・県または市が任命若しくは委嘱した各種委員（人権擁護委員・青少年相談員・民生児童委員等）及び行政協力団体（地区献血運営委員会・地区社会福祉協議会・地区交通安全関係団体・地区消防団等）が、任務を遂行する目的で使用する場合

(4) 連合町会がその事業で使用する場合

(5) 単位町会がその事業で使用する場合（ただし、趣味、実務実技、体レク等の活動を除く）

(6) 市内にある公立の幼稚園、小学校、中学校または高等学校等が、教育活動の目的で使用する場合

２　減額は次のとおりとする。（規定使用料の２分の１額を減額とする）

(1) 別に定める社会教育関係団体が社会教育に関する事業を行う目的で使用する場合

３　前記１・２に規定するもののほか、教育委員会が公益上必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

附　　則　　この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

「生涯学習プラザ設置及び管理条例第１３条の規定に関する減免要綱」の取り扱いについて

1　第３項の取り扱いについて

⑴ 免　除

指定する団体	指定する団体として認定されたものに限る ア　少年少女団体 イ　ボランティア団体

その他、教育委員会が特に必要と認めた団体

⑵ 減　額

※ 市内に設置されている学校教育法第１条で規定する私立の学校が、教育活動の目的で使用する場合

廃止

中央ふれあい館設置及び管理条例第１４条の規定に関する減免要綱

中央ふれあい館設置及び管理条例第１４条の規定に関する使用料の減免の取り扱いを次のとおり定める。

１　免除は次のとおりとする。

(1) 市の行政機関またはその出先機関等（付属機関・施設機関等）が使用する場合

(2) 国・県またはその出先機関が公用で使用する場合

(3) 国・県または市が任命若しくは委嘱した各種委員（人権擁護委員・青少年相談員・民生児童委員等）及び行政協力団体（地区献血運営委員会・地区社会福祉協議会・地区交通安全関係団体・地区消防団等）が、任務を遂行する目的で使用する場合

(4) 連合町会がその事業で使用する場合

(5) 単位町会がその事業で使用する場合（ただし、趣味、実務実技、体レク等の活動を除く）

(6) 市内にある公立の幼稚園、小学校、中学校または高等学校等が、教育活動の目的で使用する場合

２　減額は次のとおりとする。（規定使用料の２分の１額を減額とする）

(1) 別に定める社会教育関係団体が社会教育に関する事業を行う目的で使用する場合

３　前記１・２に規定するもののほか、教育委員会が公益上必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

附　則　　この要綱は、平成１６年１０月１日から適用する。
　　この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

「中央ふれあい館設置及び管理条例第１４条の規定に関する減免要綱」の取り扱いについて

1　第３項の取り扱いについて

(1) 免　除

指定する団体	指定する団体として認定されたものに限る ア　少年少女団体 イ　ボランティア団体

その他、教育委員会が特に必要と認めた団体

(2) 減　額

※ 市内に設置されている学校教育法第１条で規定する私立の学校が、教育活動の目的で使用する場合

議案第６１号

専決処分の承認について

令和９年度当初川口市立高等学校及び幼稚園教職員人事異動方針について、川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（令和７年教育委員会規則第４号）第４条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告し、承認を求める。

令和８年９月１７日提出

川口市教育委員会教育長　　井　上　　清　之

専　決　処　分　書

令和９年度当初川口市立高等学校及び幼稚園教職員人事異動方針について、川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（令和７年教育委員会規則第４号）第４条第１項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和８年８月２４日

川口市教育委員会教育長　　井　上　　清　之

令和９年度当初川口市立高等学校及び幼稚園教職員人事異動方針

１　基本方針

（１）本市教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、本市の実情に基づき、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に、埼玉県教育委員会と連携し異動を推進する。

（２）本市教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。

（３）川口市立高等学校（以下「高等学校」）、川口市立幼稚園（以下「幼稚園」）の教職員組織の充実に努める。特に、川口市立小学校、川口市立中学校、県立高等学校、県立特別支援学校等との間の人事の交流に努める。

（４）本市教育水準の向上を図るため、長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。

（５）川口市立高等学校における新規採用教員については、埼玉県教育委員会と連携し、配置する。

（６）役職定年後の教職員及び暫定再任用教職員並びに定年前再任用短時間勤務職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。

（７）女性教職員の個々の能力、適正等を考慮し、積極的な登用に努める。

（８）障害のある教員等については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

２　転任・転補

（１）魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに高等学校・幼稚園の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。

（２）人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、高等学校及び幼稚園の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。

（３）教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、高等学校及び幼稚園の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

（４）高等学校及び幼稚園の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。

（５）教職員の視野を拡大し、教職員組織を活性化するため、川口市立小学校、川口市立中学校、県立高等学校、県立特別支援学校等との間の人事の交流に努める。

（６）校長、園長、副校長、教頭、主幹教諭については、高等学校及び幼稚園の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、異動を行う。

３　登用

校長、園長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭は、有資格者の中から、真にその職に適する者を登用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

４　人事交流等

川口市立中学校ならびにさいたま市立高等学校、川越市立高等学校との期限を定めた人事交流を積極的に進める。人事交流については、埼玉県教育委員会及び関係市教育委員会と協議の上行う。

５　その他

高等学校教職員の異動に関しては、原則として令和９年度当初県立学校教職員人事異動実施要綱及び同取扱要領の該当事項を準用する。

令和９年度当初川口市立高等学校教職員人事異動実施要綱

令和９年度当初の川口市立高等学校教職員の人事異動は、「令和９年度当初川口市立高等学校及び幼稚園教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

１　転任関係

（１）共通事項

ア　健康状況、メンタルヘルスなど、教職員の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

イ　子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

（２）教員等（実習助手、実習教諭を含み、副校長、教頭及び主幹教諭を除く。）

教員等の経験を豊かにし、視野を広め、資質の向上を図るとともに、川口市立高等学校の気風を刷新して、教育効果を高めるため、各教職員等の能力や適性を考慮して、人事異動を次のとおり推進する。

なお、採用以来の勤務校数は、これまで勤務した県立高等学校、県立特別支援学校、埼玉県内の市立高等学校の合計とする。ただし、平成３０年度当初、川口市立旧３校から川口市立高等学校へ異動した者については、勤務校数は両校合わせて１校とし、在職年数は通算するものとする。

また、「採用」とは、県立、市立を問わず、１校目に着任した学校のことを指す。

ア　経験人事

多様な経験を積み、視野を広め、資質の向上を図るため、原則として、採用以来同一校に勤務する者は、同校在職５年以内に、採用後２校目の学校に勤務する者は、同校在職７年以内に、それぞれ異動を行う。

なお、上記在職年数を超える教員等については、できるだけ早期の異動実現に努める。

イ　計画人事

学校の特色に応じて、教員組織を充実させ、教育効果を高めるとともに、教員組織の不均衡を是正し、教育水準の向上を図るため、採用後３校目以降の学校に勤務する者は、その能力・適正を考慮し、原則として、同校在職１０年以内に異動を行う。学校の特色に応じた人材については、その異動に配慮する。

なお、上記在職年数を超える教員等については、できるだけ早期の異動実現に努める。

ウ　過員解消人事

配当定員又は教科別担当者数に過員を生ずる場合は、その解消のための異動及びこれに関連する異動を優先して行う。

エ　その他

同一校在職３年未満の者は、異動の対象としない。ただし、過員解消人事及び校内結婚などの特別な事情がある場合は、この限りでない。

令和９年度当初川口市立高等学校教職員人事異動取扱要領

「令和９年度当初教職員人事異動方針」及び「令和９年度当初川口市立高等学校人事異動要綱」に定めるものの他、人事異動の具体的な取扱いは、この要領の定めるところによる。

第１　採用について

教職員の採用に当たっては、次のとおり行うものとし、優れた資質を有する人材の確保に努める。

（１）教員については、教員採用候補者名簿登載者の中から、埼玉県教育委員会と連携し、採用する。

第２　転任について（教員）

（１）経験を豊かにし、視野を広め、資質の向上を図るため、経験人事を強力に行う。そのため、「異動希望校及び異動希望校において貢献可能な自己の適性・実績及び抱負について」を提出させ、参考とする。

（２）学校の教員組織を充実させ、教育水準の向上を図るため、計画人事を強力に行う。そのため、「異動希望校及び異動希望校において貢献可能な自己の適性・実績及び抱負について」を提出させ、参考とする。

（３）（１）及び（２）の規定は、実習助手、実習教諭に、これを準用する。

なお、採用以来同一校に６年以上在職する者、採用後２校目の学校に８年以上在職する者、採用後３校目以降の学校に１１年以上在職する者については、できるだけ早期の異動実現に努める。

（４）幼・小・中・高の一貫した教育ならびに、高等学校教育の一層の充実を図るために、市立中学校ならびに他市立高等学校との人事交流に努める。

（５）さいたま市立高等学校ならびに川越市立高等学校への人事交流は、原則４年間を期限とし、交流期間中は、川口市立高等学校の在籍とする。

第３　退職について

（１）定年による退職については、川口市職員の定年等に関する条例（昭和５９年川口市条例第７号）の定めるところによる。ただし、定時制の課程の県費負担教職員の退職については、職員の定年等に関する条例（昭和５９年埼玉県条例第４号）の定めるところによる。

（２）勧奨退職については、学校職員勧奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。令和８年度、退職の勧奨は行わない。ただし、勧奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応する。

なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第２の「教育長が定める期日」は、令和８年１２月８日とする。

第４　希望降任について（主幹教諭含む）

希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」及び「希望降任制度実施要綱」に基づいて行う。

議案第６２号

令和９年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和８年９月１７日提出

川口市教育委員会教育長　　井　上　　清　之

令和９年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和９年度当初人事異動を推進するに当たり、川口市立小・中学校教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和８年９月１７日

川　口　市　教　育　委　員　会

令和９年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針

１　基本方針

埼玉県教育委員会の示す人事異動の方針及び細部事項の実現を期し、本市の実情に基づき、適正な異動を推進する。

２　転任・転補

（１）魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。

（２）人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。

（３）教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

（４）学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤務年数の長い者については、積極的に異動を行う。

（５）校長、教頭、及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

３　人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。

令和９年度当初川口市立小･中学校教職員人事異動方針細部事項

1　新規採用教職員・転任・転補について

（1）新規採用教職員の配置については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して行う。

（2）転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

（3）教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。

（4）次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア　同一校在職３年未満の者

イ　産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ　休職中の者

（5）経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。

（6）事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。

（7）学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。

（8）近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。

（9）新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

川口市立芝園学園中学校、川口市立芝園学園中学校陽春分校（夜間中学）、川口市立高等学校附属中学校については、学校規模や教育課程等を踏まえ、適材を配置し、教育の充実を図る。

(10) 新規採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後６年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。

(11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職１０年以内に異動を行う。

特に、７年以上の者については、積極的に異動を行う。

(12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。

(13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。

また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。

(14) 地域差･学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育

事務所間の異動を行う。

(15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。

(16) 小中学校９年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。

(17) 市として一貫した教育の推進を図るために、小・中学校と市立幼稚園、市立高等学校との人事交流に努める。

(18) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。

(19) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。

(20) 本市の特別支援学級が増加していることに鑑み、特別支援学級の担当について、校内人事を含め、積極的に配置するよう配慮する。

(21) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

(22) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

２　人事交流関係について

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校の教職員との人事交流については、埼玉県教育委員会と協議して行う。

３　その他

（１）長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。

（２）退職

ア 定年退職については、職員の定年等に関する条例の定めるところによるものとする。

イ 勧奨退職については、学校職員勧奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。

令和８年度、退職の勧奨は行わない。ただし、勧奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応する。

なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第２の「教育長が定める期日」は、令和８年１２月８日とする。

（３）降任

ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。

市内異動に関する川口市立小・中学校地区について

1　基本方針

(1)　埼玉県教育委員会の「令和９年度当初教職員人事異動方針」「令和９年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」及び川口市教育委員会の「令和９年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針」「令和９年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」に基づき、異動を行う。

(2)　市内転補を異動の意向とする教職員は、所属校の存する地区以外の複数地区を「令和９年度当初人事に関する調書」の「異動にあたっての特記事項」欄に記入することができるものとする。

2　具体的な方策

(1)　小学校

①　市内を７地区に分割する。

②　原則として、現任校所在地区を除く地区を３つ以上記入する。

(2)　中学校

①　市内を５地区に分割する。

②　原則として、現任校所在地区を除く地区を２つ以上記入する。

③　各学校の教科の所要状況を前提とする。

(3)　その他

①　転補者を対象とする。

②　原則として、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員も地区制の対象とする。

③　養護教諭、事務職員で小学校、中学校の両方に異動の意向がある場合は、小学校・中学校の地区を併せて記入することができる。

④　特別支援学級及び通級指導教室に異動の意向のある者は地区制の対象外とし、特別支援学級または通級指導教室への異動の意向のある旨を調書に記入する。

⑤　川口市立芝園学園中学校、川口市立芝園学園中学校陽春分校、川口市立高等学校附属中学校に異動の意向のある者は地区制の対象外とし、各学校への異動の意向のある旨を調書に記入する。

3　地区制による人事異動実施上の留意点

(1)　調書中の市町村名は、必ず記入する。

(2)　地区名の記入がない場合は、一任とみなす。また、学校名の記入については一切配慮しないこととする。

(3)　転補者に対する意向の打診は、原則として行わない。

令和９年度　市内異動に関する川口市立小・中学校地区

［小学校］

地　区	学　　校　　名
A	上青木小★　青木北小★○　並木小★　前川小★　青木中央小 前川東小★○　上青木南小　芝中央小★
B	芝小★　芝西小　芝南小★●　柳崎小★　芝樋ノ爪小★○ 根岸小★　在家小
C	本町小　幸町小★●　仲町小　飯塚小　舟戸小 飯仲小★　原町小★●　芝富士小★
D	元郷小★●（新）　領家小★　十二月田小　元郷南小★○　朝日東小★ 朝日西小★　東領家小
E	新郷小★　安行小★　新郷南小★　新郷東小★　慈林小★ 東本郷小★●　安行東小★
F	神根小★●　戸塚小★●　神根東小★　差間小★　戸塚東小★ 戸塚北小★○　木曽呂小★　戸塚綾瀬小★　戸塚南小
G	鳩ヶ谷小●　中居小★　辻小★　里小★　桜町小★○　南鳩ヶ谷小★

［中学校］

地区	学　　校　　名
A	芝中★　芝東中　芝西中★（新）　岸川中★○　小谷場中○　在家中★
B	北中　安行中★○（新）　神根中　戸塚中★　安行東中★　戸塚西中★○
C	東中★　南中　元郷中★○　十二月田中　榛松中★　領家中★
D	西中　青木中★　上青木中★　幸並中★　仲町中★○
E	鳩ヶ谷中★○　八幡木中★　里中★

★特別支援学級設置校　●難聴・言語障害通級指導教室設置校
○発達障害・情緒障害通級指導教室設置校
※（新）は新設予定校

記入例　＜年度当初人事に関する調書＞
※市内異動に関して、地区を記入する場合

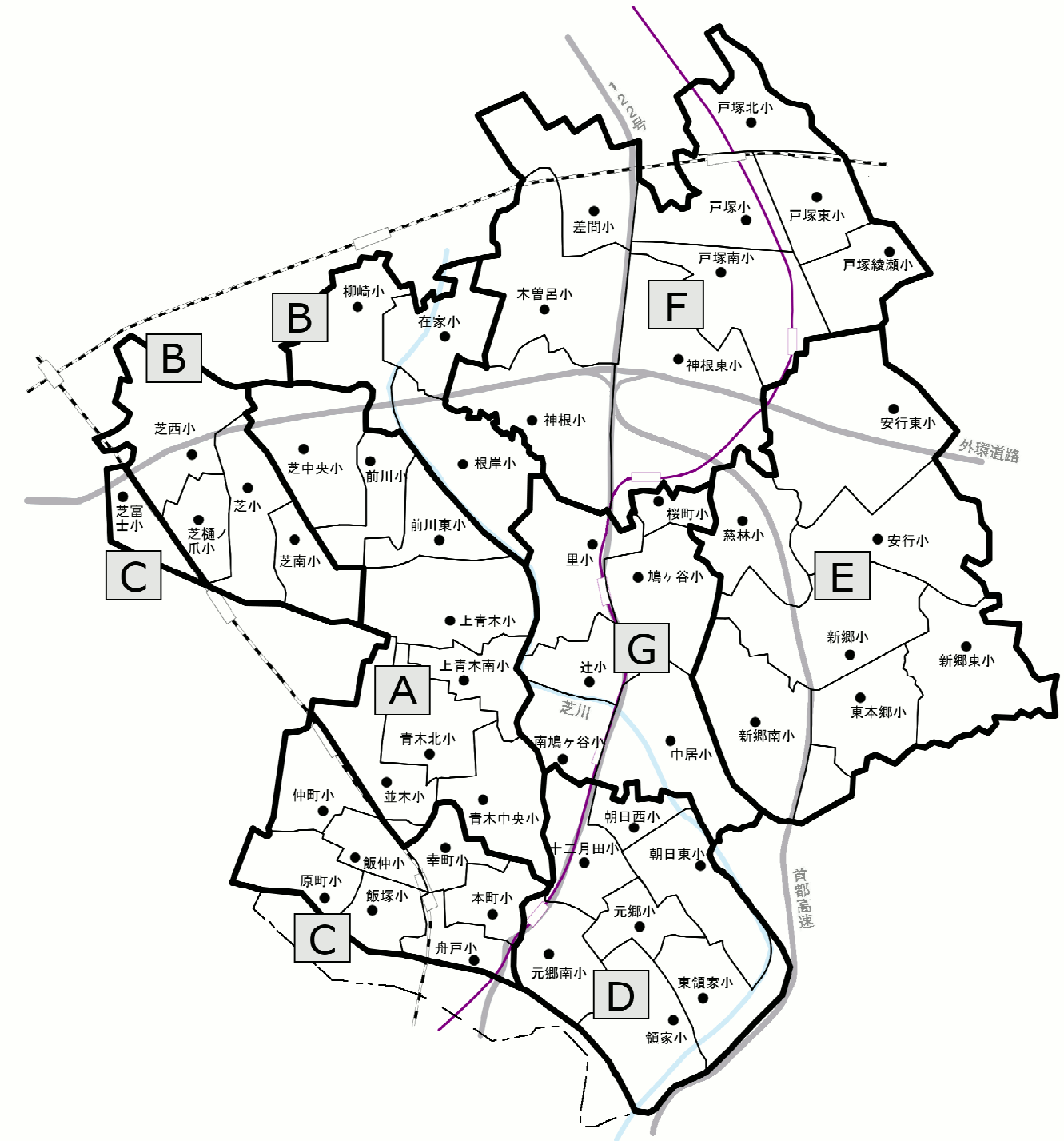
異動にあたっての特記事項	小Ｂ　小Ｄ　小Ｆ 原則として、所属校を含む地区以外を３つ以上記入する。（小学校）

※芝園学園中学校への異動を希望する場合は、地区を２つ以上選択した上で、「異動にあたっての特記事項」の欄の上段に
川口市立芝園学園中学校への異動を希望しますと記入してください。

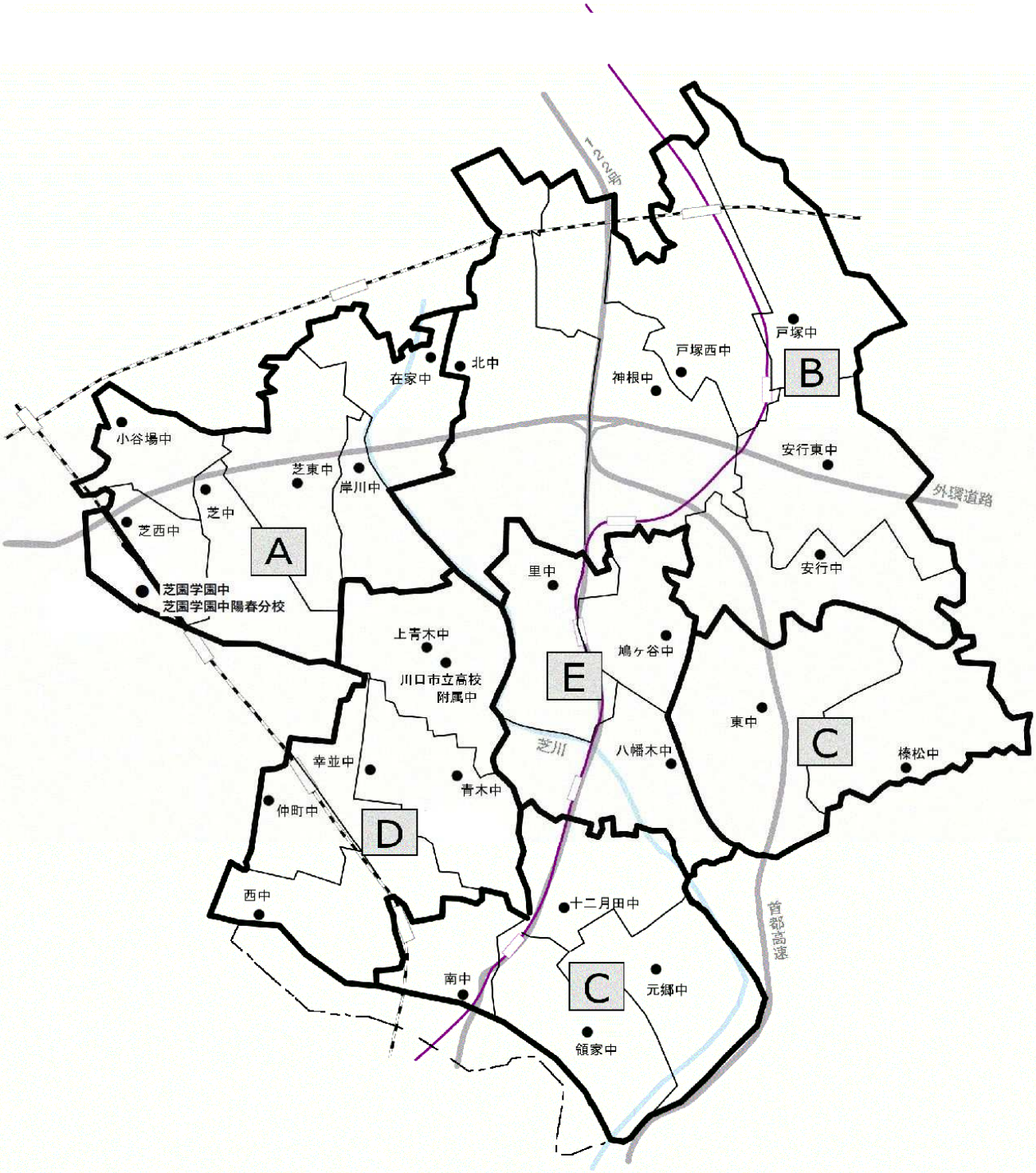
異動にあたっての特記事項	川口市立芝園学園中学校への異動を希望します 中Ｂ　中Ｃ 原則として、所属校を含む地区以外を２つ以上記入する。（中学校）

※「川口市立芝園学園中学校陽春分校」「川口市立高等学校附属中学校」への異動を希望する場合も「川口市立芝園学園中学校」と同様に記入する。

市内異動に関する小学校地区



市内異動に関する中学校地区



埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準表

小学校				中学校			
学級数	校長・教員	養護教員	事務職員	学級数	校長・教員（特別支援学級を除く）	養護教員	事務職員
1	3			1	5		
2	4			2	8		
3	6	1		3	9	1	
4	7	1	1	4	10	1	1
5	8	1	1	5	11	1	1
6	9	1	1	6	12	1	1
7	10	1	1	7	14	1	1
8	11	1	1	8	15	1	1
9	12	1	1	9	17	1	1
10	13	1	1	10	18	1	1
11	15	1	1	11	19	1	1
12	16	1	1	12	20	1	1
13	17	1	1	13	22	1	1
14	18	1	1	14	23	1	1
15	19	1	1	15	24	1	1
16	20	1	1	16	26	1	1
17	21	1	1	17	27	1	1
18	22	1	1	18	29	1	1
19	23	1	1	19	31	1	1
20	24	1	1	20	32	1	1
21	25	1	1	21	34	1	2
22	26	1	1	22	35	1	2
23	27	1	1	23	37	1	2
24	29	1	1	24	38	1	2
25	30	1	1	25	39	1	2
26	31	1	1	26	41	1	2
27	32	1	2	27	42	1	2
28	33	1	2	28	43	1	2
29	34	1	2	29	45	1	2
30	35	1	2	30	47	1	2
31	36	1	2	31	48	1	2
32	37	1	2	32	50	1	2
33	38	1	2	33	51	1	2
34	39	1	2	34	52	1	2
35	40	1	2	35	54	1	2
36	42	1	2				
37	43	1	2				
38	44	1	2				
39	45	1	2				
40	47	1	2				
41	48	1	2				
42	49	1	2				
43	50	1	2				
44	51	1	2				
45	52	1	2				
46	53	1	2				
47	54	1	2				
48	55	1	2				
49	56	1	2				
50	57	1	2				

特別支援学級数	教員
1	1
2	3
3	4
4	6
5	7
6	9
7	10
8	12
9	13
10	15

養護教員については、小学校が児童数８５１人以上の場合、中学校が生徒数８０１人以上の場合、複数配置とする。

なお、学校の実態を考慮し特に必要が認められる場合、複数配置を行うものとする。

議案第６３号

専決処分の承認について

教職員の人事の内申について、川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（令和７年３月１９日教育委員会規則第４号）第３条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告し、承認を求める。

令和８年９月１７日提出

川口市教育委員会教育長　　井　上　　清　之

専　決　処　分　書

教職員の人事の内申について、川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（令和７年３月１９日教育委員会規則第４号）第３条第１項の規定により次のとおり専決処分する。

記

１　採用する者

所属所名	職名	氏　名	採用年月日	転入先所属名及び職名
川口市教育総務部 生涯学習課	副主幹	武藤　晃広	令和８年９月１日	川口市立戸塚北小学校 教頭

令和８年８月２７日

川口市教育委員会教育長　　井　上　　清　之

議案第６４号

川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて

川口市学校運営協議会委員に次の者を委嘱するため、川口市学校運営協議会規則（平成２１年教育委員会規則第１号）第６条の規定により議決を求める。

記

１　委嘱をする者

（１）川口市立原町小学校

No.	氏　名	規則第６条関係
1	神山　清二	ＰＴＡ共同代表

２　任期

（１）令和８年９月１７日から令和１０年３月３１日まで

令和８年９月１７日提出

川口市教育委員会教育長　　井　上　　清　之

議案第６５号

川口市学校給食運営審議会委員を委嘱することについて

川口市学校給食運営審議会委員に別紙の者を委嘱するため、川口市学校給食運営審議会条例（昭和５３年条例第５７号）第４条の規定により議決を求める。

令和８年９月１７日提出

川口市教育委員会教育長　　井　上　　清　之

1　委嘱をする者

役職	氏　名	条例第４条該当名	新・再
学校法人文化学園 川口文化幼稚園理事長	浅沼　良成	知識経験者	再任
一般社団法人 川口市医師会理事	小林　史子	知識経験者	新任
一般社団法人 川口歯科医師会副会長	伊藤　公介	知識経験者	再任
川口市保健部食品衛生課長	徳永志帆子	知識経験者	再任
川口市食生活改善推進員協議会 西支部副支部長	中川　幸子	知識経験者	新任
川口市立中居小学校長	岡本　賢一	小、中学校長	再任
川口市立飯塚小学校長	佐藤　秀雄	小、中学校長	再任
川口市立幸町小学校長	河口　典久	小、中学校長	再任
川口市立南中学校長	佐藤　朋子	小、中学校長	再任
川口市立幸並中学校	藤田由美恵	小、中学校長	新任
川口市ＰＴＡ連合会副会長 川口市立仲町小学校ＰＴＡ会長	青山　聖子	小、中学校 ＰＴＡ関係者	新任
川口市ＰＴＡ連合会副会長 川口市立元郷小学校ＰＴＡ会長	横本　京子	小、中学校 ＰＴＡ関係者	新任
川口市ＰＴＡ連合会副会長 川口市立中居小学校ＰＴＡ会長	川﨑　　剛	小、中学校 ＰＴＡ関係者	新任
公　募	秀　久美	小、中学校 ＰＴＡ関係者	新任
公　募	笠井　裕江	小、中学校 ＰＴＡ関係者	新任

2　任期

令和８年９月２４日から令和１０年９月２３日まで